

日本ダウン症療育研究会倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ダウン症療育研究会（以下「研究会」という）会則第3条第6項に基づき、会員が行う「人を対象とする生命科学及び医学系研究並びに活動」（以下「研究等」という）について、医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨を尊重した、医療・研究の現場で遵守されるべき倫理について審議することを目的とする。

(倫理委員会の設置)

第2条 前条に規定する研究等について審議を行うために当研究会に倫理委員会（以下「委員会」という）を置く。

(審査の対象)

第3条 この規程による審査の対象は、次に掲げるものとする。

- 一、生命倫理に関すること
- 二、臨床倫理に関すること
- 三、人を対象とする研究等に関し申請された実施計画と実行に関すること
- 四、その他、委員会の委員長が特に必要と認めるもの

2. 前項三で規定する研究等は、会員が所属する機関に研究倫理審査委員会が設置されていない等、やむを得ない理由で研究倫理審査を受けることができない場合において、本委員会の審査の対象とする。なお、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものは本委員会の審査の対象としない。

(委員会の委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一、自然科学の有識者
- 二、人文・社会科学の有識者
- 三、一般の立場を代表する者
- 四、研究会会員以外の学識経験者

2. 前項の委員は、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じこれを補充した時の任期は前任者の残任期間とする。

4. 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は研究会会長が任命し、副委員長は委員長が任命する。

5. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の審議理念)

第5条 委員会は、第1条の目的に基づき、第3条に掲げる事項に関し医学的、倫理的、社会的な観点から審議する。審議にあたり、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一. 研究等の対象となる個人等の人権の擁護
- 二. 研究等における患者・家族への利益と不利益並びに危険性
- 三. 医学的社会的貢献度
- 四. 対象者の理解と同意

(審査の申請)

第6条 審査を申請しようとする者は、別紙様式1による申請書に必要事項を記載し、原則として研究等の開始前に委員会に提出しなければならない。

(委員会の開催及び審議)

第7条 委員会は、前条に基づく申請のあった場合及び委員長が必要と認めた場合に委員長が招集する。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席者がなければ開催することができない。
3. 委員会は、申請者に出席を求め、申請内容の説明並びに意見を聴くことができる。
4. 委員会は、必要に応じて専門知識を有する者に出席を求め、参考意見を聴くことができる。
5. 委員会は、原則非公開とする。

(委員会の判定)

第8条 委員会の判定は、出席者全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、記名投票により3分の2以上の委員の合意をもって判定することができる。

2. 申請者が委員である場合は、その委員は判定に加わることはできない。
3. 判定は次に掲げる表示により行う。
 - 一. 承認
 - 二. 条件付承認
 - 三. 不承認
 - 四. 非該当

(審査判定の通知)

第9条 委員長は、委員会の審査の判定について、速やかに会長に報告するとともに別紙様式2による通知書をもって申請者に通知しなければならない。

2. 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が前条第3項第2号、第3号、第4号である場合には、その理由を記載しなければならない。

(委員会の審議の記録)

第10条 委員会の審議の内容は、記録として保管する。

(専門委員)

第11条 委員会は、申請された研究等の実施計画についての調査並びに検討を行うため専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、当該専門の事項にかかる学識経験者の中から委員長が委嘱する。

3. 委員会は、必要に応じ専門委員の出席を求め、審議に加えることができる。ただし、専門委員は審議の判定に加わることはできない。

(事務)

第12条 委員会の議事録等は、研究会事務局が適切に保管する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、規程の実施にあたり必要な事項は別に定める。

(附則) この規程は、令和6年3月2日から施行する。

日本ダウン症療育研究会倫理委員会 委員

◎：委員長

令和8年3月2日より

氏名	性別	所属機関	属性	備考 (専門分野等)
位田 忍	女	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	自然科学の有識者	医師
岡本奈美	女	労働者健康安全機構 大阪ろうさい病院	自然科学の有識者	医師
南部光彦	男	なんぶ小児科アレルギー科	自然科学の有識者	医師
石橋みちる	女	公立大学法人山梨県立大学	人文・社会科学の有識者	助産師
◎植田紀美子	女	関西大学	人文・社会科学の有識者	医師
河本千夏子	女	近畿大学医学部小児科学教室	一般の立場	事務